

執行異議申立書

平成27年4月10日

和歌山地方裁判所民事部 御中

和歌山市十番丁72 カサ・デ まるのうち201

申立人(債務者) 吉田 益夫



和歌山地方裁判所平成27年執イ第14号動産執行事件においてなされた強制執行に対し異議を申し立てる。

理 由

平成27年4月7日、差押調書記載の物件につき差押えが行われた。しかしながら、本物件は電気通信事業者としては不可欠で、現在、事業は停止している。債務者にとっては欠くことのできないもので、業務は成り立たず、生活上回復することのできない窮状に陥る。また、本物件は、民事執行法第131条第6項に当たり、差押え自体が違法なものである。

よって、本物件は差し押さえることのできない財産と定める裁判を求める。

証拠方法

1. 強制執行申立書
2. 電気通信事業者届出書
3. 差押調書